

令和 6 年 6 月 14 日 招集

令和 6 年第 3 回 釧路市議会

6 月 定 例 会 議 案

釧 路 市

6 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 4 8 号	令和 6 年度釧路市一般会計補正予算……………	5
議案第 4 9 号	令和 6 年度釧路市介護保険特別会計補正予算……………	29
議案第 5 0 号	令和 6 年度釧路市魚揚場事業特別会計補正予算……………	35
議案第 5 1 号	令和 6 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算……………	43
議案第 5 2 号	令和 6 年度釧路市病院事業会計補正予算……………	49
議案第 5 3 号	令和 6 年度釧路市水道事業会計補正予算……………	57
議案第 5 4 号	令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計補正予算……………	71
議案第 5 5 号	介護保険法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……	77
議案第 5 6 号	釧路市税条例の一部を改正する条例……………	79
議案第 5 7 号	釧路市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例……………	85
議案第 5 8 号	釧路市地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を 改正する条例……………	87
議案第 5 9 号	釧路市精神障がい者入院医療費助成条例の一部を改正する条例……………	89
議案第 6 0 号	釧路市夜間急病センター条例の一部を改正する条例……………	91
議案第 6 1 号	釧路市港湾施設管理条例の一部を改正する条例……………	93
議案第 6 2 号	釧路市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の 資格に関する条例の一部を改正する条例……………	95
議案第 6 3 号	釧路市下水道条例の一部を改正する条例……………	101
議案第 6 4 号	釧路市火災予防条例の一部を改正する条例……………	103
議案第 6 5 号	財産取得の件（除雪グレーダ）……………	105
議案第 6 6 号	財産取得の件（ロータリ除雪車）……………	109
議案第 6 7 号	財産取得の件（給食用コンテナ）……………	111
議案第 6 8 号	財産取得の件（食器類）……………	113
議案第 6 9 号	財産取得の件（食缶）……………	115
議案第 7 0 号	財産取得の件（大型厨房機器類（その 1））……………	117
議案第 7 1 号	財産取得の件（大型厨房機器類（その 2））……………	119
議案第 7 2 号	財産取得の件（厨房機器類）……………	121
議案第 7 3 号	市道路線の認定及び廃止の件……………	123

議案第 7 4 号	工事請負契約の締結に関する件（大楽毛津波避難複合施設整備事業建築 主体工事）	127
議案第 7 5 号	工事請負契約の締結に関する件（令和 6 年度まりも団地 B 棟公営住宅建築主 体工事）	133
議案第 7 6 号	工事請負契約の締結に関する件（ヒグマ舎改修工事）	137
報告第 2 号	専決処分報告の件	139

議案第 4 8 号

令和 6 年度釧路市一般会計補正予算

令和 6 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,100,875 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 104,993,625 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 使用料及び手数料		2,490,643	44,004	2,534,647
	1 使用料	1,891,780	44,004	1,935,784
15 国庫支出金		22,929,117	7,622	22,936,739
	2 国庫補助金	5,144,772	7,622	5,152,394
16 道支出金		6,158,590	45,281	6,203,871
	1 道負担金	4,875,190	44,462	4,919,652
	2 道補助金	1,003,092	819	1,003,911
18 寄附金		2,701,001	105,865	2,806,866
	1 寄附金	2,701,001	105,865	2,806,866
19 繰入金		3,805,147	290,134	4,095,281
	2 基金繰入金	3,786,563	290,134	4,076,697
21 諸収入		3,389,526	262,369	3,651,895
	5 雑入	752,533	262,369	1,014,902
22 市債		9,251,235	345,600	9,596,835
	1 市債	9,251,235	345,600	9,596,835
歳入合計		103,892,750	1,100,875	104,993,625

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		9,298,159	44,589	9,342,748
	1 総務管理費	9,112,307	44,589	9,156,896
3 民生費		34,055,455	32,764	34,088,219
	1 社会福祉費	7,943,326	180	7,943,506
	2 老人福祉費	622,258	9,489	631,747
	3 児童福祉費	10,255,470	2,000	10,257,470
	5 医療助成費	3,229,674	21,095	3,250,769
4 衛生費		3,642,103	502,062	4,144,165
	1 保健衛生費	1,206,612	502,062	1,708,674
5 労働費		162,356	15,000	177,356
	1 労働費	162,356	15,000	177,356
6 農林水産業費		1,293,572	1,039	1,294,611
	3 水産業費	120,184	1,039	121,223
7 商工費		3,419,344	5,712	3,425,056
	1 商工費	3,419,344	5,712	3,425,056
11 教育費		9,051,727	97,169	9,148,896
	1 総務費	5,490,050	94,070	5,584,120
	6 社会教育費	1,341,646	2,854	1,344,500
	7 保健体育費	695,274	245	695,519
14 諸支出金		10,828,828	402,540	11,231,368
	1 特別会計繰出金	10,828,828	402,540	11,231,368
歳出合計		103,892,750	1,100,875	104,993,625

第2表 債務負担行為補正

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	農 業 用 水 道 管 理 費	令和7年度	千円 36,289

第3表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
変 更	新 給 食 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	千円 2,957,600	千円 43,300	千円 3,000,900
	水 道 事 業 会 計 出 資 金	1,016,200	292,600	1,308,800
追 加	休 日 夜 間 急 病 セ ン タ ー 運 営 費	0	9,700	9,700
計		9,251,235	345,600	9,596,835

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,490,643	44,004	2,534,647
15 国 庫 支 出 金	22,929,117	7,622	22,936,739
16 道 支 出 金	6,158,590	45,281	6,203,871
18 寄 附 金	2,701,001	105,865	2,806,866
19 繰 入 金	3,805,147	290,134	4,095,281
21 諸 収 入	3,389,526	262,369	3,651,895
22 市 債	9,251,235	345,600	9,596,835
歳 入 合 計	103,892,750	1,100,875	104,993,625

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総 務 費	9,298,159	44,589	9,342,748	0	0	0	44,589
3 民 生 費	34,055,455	32,764	34,088,219	0	0	2,100	30,664
4 衛 生 費	3,642,103	502,062	4,144,165	52,084	9,700	299,013	141,265
5 労 働 費	162,356	15,000	177,356	0	0	0	15,000
6 農林水産業費	1,293,572	1,039	1,294,611	0	0	0	1,039
7 商 工 費	3,419,344	5,712	3,425,056	0	0	2,500	3,212
11 教 育 費	9,051,727	97,169	9,148,896	819	43,300	50	53,000
14 諸 支 出 金	10,828,828	402,540	11,231,368	0	292,600	107,360	2,580
歳 出 合 計	103,892,750	1,100,875	104,993,625	52,903	345,600	411,023	291,349

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
14 使用料及び手数料	2,490,643	44,004	2,534,647			
1 使用料	1,891,780	44,004	1,935,784			
3 衛生使用料	87,547	44,004	131,551	1 保健衛生使用料	44,004	休日夜間急病センター診療収入 44,004

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	22,929,117	7,622	22,936,739			
2 国庫補助金	5,144,772	7,622	5,152,394			
3 衛生費補助金	70,637	7,622	78,259	1 保健衛生費補助金	7,622	再生可能エネルギー導入推進費 (率 3 / 4)
						7,622

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金						
1 道負担金	6,158,590	45,281	6,203,871			
2 衛生費負担金	4,875,190	44,462	4,919,652			
	866	44,462	45,328	1 保健衛生費負担金	44,462	予防接種費 (率10/10)
2 道補助金	1,003,092	819	1,003,911			
9 教育費補助金	12,072	819	12,891	1 総務費補助金	819	事務局運営費 (率2/3)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金						
1 寄附金	2,701,001	105,865	2,806,866			
2 ふるさと寄附金	2,701,001	105,865	2,806,866			
	2,700,000	1,215	2,701,215	1 ふるさと寄附金	1,215	1,215
3 教育費寄附金	1,000	50	1,050	2 社会教育費寄附金	50	マリモ保護基金積立金
4 民生費寄附金	0	2,100	2,100	1 社会福祉費寄附金	100	福祉基金積立金
				2 児童福祉費寄附金	2,000	子どもデジタル人材育成等支援事業費
5 商工費寄附金	0	2,500	2,500	1 商工費寄附金	2,500	観光振興イベント推進費
6 諸支出金寄附金	0	100,000	100,000	1 特別会計繰出金寄附金	100,000	病院事業会計繰出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金						
2 基金繰入金	3,805,147	290,134	4,095,281			
1 財政調整基金繰入金	3,786,563	290,134	4,076,697			
	2,800,000	290,134	3,090,134	2 財政調整基金繰入金	290,134	財政調整基金繰入金 290,134

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 諸収入	3,389,526	262,369	3,651,895			
5 雑入	752,533	262,369	1,014,902			
6 雑入	637,327	262,369	899,696	2 雑入	262,369	新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金 水道出資金負担金収入 255,009 7,360

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 市債	9,251,235	345,600	9,596,835			
1 市債	9,251,235	345,600	9,596,835			
3 衛生債	114,100	9,700	123,800	1 保健衛生債	9,700	9,700
9 教育債	3,269,300	43,300	3,312,600	1 総務債	43,300	43,300
10 特別会計出資債	1,016,200	292,600	1,308,800	1 特別会計出資債	292,600	292,600
歳 入 合 計	103,892,750	1,100,875	104,993,625			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	9,298,159	44,589	9,342,748	一般財源			
1 総務管理費	9,112,307	44,589	9,156,896	一般財源			
1 一般管理費	2,467,999	21,866	2,489,865	一般財源	11 役務費	245	庁用車両関係費
					14 工事請負費	11,077	共用車購入費
					17 備品購入費	10,544	
5 企画振興費	3,680,508	21,508	3,702,016	一般財源	8 旅費	142	企画関係業務費
					10 需用費	50	地域振興基金積立金
					11 役務費	450	
					18 負担金補助 及び交付金	8,866	
					24 積立金	12,000	
9 諸費	88,204	1,215	89,419	一般財源	11 役務費	20	令和6年台湾東部沖地震災害義援
					12 委託料	202	金
					25 寄附金	993	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 民生費	34,055,455	32,764	34,088,219	特定財源 一般財源			
1 社会福祉費	7,943,326	180	7,943,506	特定財源 一般財源			
1 総務費	402,199	180	402,379	特定財源 [内訳] 寄附金 一般財源	24 積立金	180	福祉基金積立金
2 老人福祉費	622,258	9,489	631,747	一般財源			
1 総務費	533,514	6,123	539,637	一般財源	18 負担金補助 及び交付金	2,734	老人入所措置費 介護予防支援等事業費
2 施設費	88,744	3,366	92,110	一般財源	19 扶助費	3,389	
3 児童福祉費	10,255,470	2,000	10,257,470	特定財源	14 工事請負費	3,366	阿寒町保健・福祉サービス複合施設整備費
1 総務費	5,803,688	2,000	5,805,688	特定財源 [内訳] 寄附金	18 負担金補助 及び交付金	2,000	子どもデジタル人材育成等支援事業費
5 医療助成費	3,229,674	21,095	3,250,769	一般財源			
1 医療助成費	3,229,674	21,095	3,250,769	一般財源	3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 12 委託料 19 扶助費	325 278 1,032 6,134 13,326	重度心身障がい者医療費 ひとり親家庭等医療費 子ども医療費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 衛生費	3,642,103	502,062	4,144,165	特定財源 一般財源			
1 保健衛生費	1,206,612	502,062	1,708,674	特定財源 一般財源			
1 総務費	651,845	70,671	722,516	特定財源	10 需用費	1,541	地域医療対策費
				[内訳] 使用料及び 手数料	12 委託料	61,406	休日夜間急病センター運営費
					13 使用料及び 賃借料	36	
					14 工事請負費	1,225	
					17 備品購入費	6,463	
				市債			
				一般財源			
2 予防費	334,294	421,017	755,311	特定財源	3 職員手当等	122	予防接種費
				[内訳] 道支出金	10 需用費	330	
					11 役務費	1	
					12 委託料	375,933	
				44,462	18 負担金補助 及び交付金	44,631	
				諸収入			
				255,009			
				一般財源			
				特定財源	7 報償費	75	再生可能エネルギー導入推進費
3 環境保全費	47,546	10,374	57,920		8 旅費	288	
				[内訳] 国庫支出金	12 委託料	9,999	
					13 使用料及び 賃借料	12	
				7,622			
				一般財源			
				2,752			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 労働費	162,356	15,000	177,356	一般財源			
1 労働費	162,356	15,000	177,356	一般財源			
1 労働諸費	162,356	15,000	177,356	一般財源	18 負担金補助 及び交付金	15,000	人材確保等推進事業費 15,000 人材確保等優良事業促進費 15,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 農林水産業費	1,293,572	1,039	1,294,611	一般財源			
3 水産業費	120,184	1,039	121,223	一般財源			
2 振興費	93,133	1,039	94,172	一般財源	18 負担金補助 及び交付金	1,039	1,039 赤潮対策支援事業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 商工費	3,419,344	5,712	3,425,056	特定財源 一般財源			
1 商工費	3,419,344	5,712	3,425,056	特定財源 一般財源			
1 商業振興費	2,485,786	2,534	2,488,320	一般財源	18 負担金補助 及び交付金	2,534	大型空き店舗等活用支援事業費 2,534
3 観光費	703,001	3,178	706,179	特定財源 [内訳] 寄附金 一般財源	12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	678 2,500	観光振興イベント推進費 2,500 観光マーケティング・プロモーション強化事業費 678 観光情報発信提供事業費 678

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	9,051,727	97,169	9,148,896	特定財源 44,169 一般財源 53,000			
1 総務費	5,490,050	94,070	5,584,120	特定財源 44,119 一般財源 49,951			
2 事務局費	1,115,567	1,229	1,116,796	特定財源 819 [内訳] 道支出金 819 一般財源 410	1 報酬	1,229	事務局運営費 1,229
3 学校給食費	4,308,354	92,841	4,401,195	特定財源 43,300 [内訳] 市債 43,300 一般財源 49,541	14 工事請負費 18 負担金補助 及び交付金	43,318 49,523	学校給食会運営費等 49,523 新給食センター整備事業費 43,318
6 社会教育費	1,341,646	2,854	1,344,500	特定財源 50 一般財源 2,804			
1 総務費	37,853	2,804	40,657	一般財源 2,804	24 積立金	2,804	文化振興基金積立金 2,804
2 文化財保護費	108,962	50	109,012	特定財源 50 [内訳] 寄附金 50	24 積立金	50	マリモ保護基金積立金 50
7 保健体育費	695,274	245	695,519	一般財源 245			
1 総務費	64,568	245	64,813	一般財源 245	24 積立金	245	スポーツ振興基金積立金 245

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 諸支出金	10,828,828	402,540	11,231,368	特定財源 一般財源			
1 特別会計繰出金	10,828,828	402,540	11,231,368	特定財源 一般財源			
1 特別会計繰出金	10,828,828	402,540	11,231,368	特定財源 [内訳] 寄附金 諸収入 市債 一般財源	27 繰出金	402,540	特別会計繰出金 介護保険 魚揚場事業 病院事業 水道事業会計出資金 102,540 2,508 32 100,000 300,000
歳出合計	103,892,750	1,100,875	104,993,625	特定財源 一般財源			

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担期間		前年度末までの 支出見込額		当該年度支出予定額		翌年度以降の支出予定額	
		期間	金額	期間	金額	千円	千円	金額	左の財源内訳	金額	左の財源内訳
									特定財源		特定財源
追加	農業用水道管理費	令7	千円 36,289	令7	千円 36,289	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 36,289	千円 市債 36,200 89
補正前	合計	-	25,873,949	-	25,535,286	元金 12,723,022 割増金 106,265 計 12,829,287	元金 8,981,003 割増金 4,232 計 8,985,235	4,920,493	4,064,742	3,831,261	1,743,260 2,088,001
補正後			25,910,238		25,571,575					3,867,550	1,779,460 2,088,090

正 補 書 明 細 費 与 給

2 一 般 職 員
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	費 計 (千円)		
補 正 後	(782) 1,467	1,136,447	5,662,330	4,650,319	11,449,096	13,508,087	
補 正 前	(782) 1,467	1,135,218	5,662,330	4,649,872	11,447,420	13,506,411	
比 較	(0) 0	1,229	0	447	1,676	1,676	

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

区 分	職 員 数 (人)	給 与				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	費 計 (千円)		
補 正 後	(782) 1,467	1,136,447	5,662,330	4,650,319	11,449,096	13,508,087	
補 正 前	(782) 1,467	1,135,218	5,662,330	4,649,872	11,447,420	13,506,411	
比 較	(0) 0	1,229	0	447	1,676	1,676	

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	費 計 (千円)		
補 正 後	(4) 1,416	—	5,252,114	4,072,601	9,324,715	11,045,374	
補 正 前	(4) 1,416	—	5,252,114	4,072,154	9,324,268	11,044,927	
比 較	(0) 0	—	0	447	447	447	

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

職員の当分の内訳等	区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理手当 (千円)	管理職手当 (千円)	寒冷手当 (千円)	地手当期 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住宅手当 (千円)	手当 (千円)
	補正後	169,635		97,700	246,700		155,994	1,074,319	1,025,643	123,837		149,264
	補正前	169,635		97,700	246,700		155,994	1,074,319	1,025,643	123,837		149,264
	比較	0		0	0		0	0	0	0		0
	区分	教員特別手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	休日給 (千円)	当直手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	合計 (千円)		
等の内訳	補正後	4,800	50,662	163,775	1,945	9,600	798,727	4,072,601				
	補正前	4,800	50,662	163,328	1,945	9,600	798,727	4,072,154				
	比較	0	0	447	0	0	0	447				

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与と費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)		
補正後	(778) 51	1,136,447	410,216	577,718	2,124,381	2,462,713	
補正前	(778) 51	1,135,218	410,216	577,718	2,123,152	2,461,484	
比較	(0) 0	1,229	0	0	1,229	1,229	

※()はパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳	説明 (千円)	備考
報酬及び給料	1,229	3 その他の増減分	1,229	
職員手当等	447	2 その他の増減分	447	

議案第 4 9 号

令和 6 年度釧路市介護保険特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,508 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 109,837 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護サービス事業収入	2 繰入金	107,329 47,487	2,508 2,508	109,837 49,995
歳入合計		107,329	2,508	109,837

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護サービス事業費	1 総務費	107,329 18,701	2,508 2,508	109,837 21,209
歳出合計		107,329	2,508	109,837

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護サービス事業勘定)

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 繰 入 金	47,487	2,508	49,995
歳 入 合 計	107,329	2,508	109,837

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総 務 費	18,701	2,508	21,209	0	0	0	2,508
歳 出 合 計	107,329	2,508	109,837	0	0	0	2,508

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護サービス事業収入	107,329	2,508	109,837			
2 繰入金	47,487	2,508	49,995			
1 一般会計繰入金	47,487	2,508	49,995	1 一般会計繰入金	2,508	一般会計繰入金 2,508
歳 入 合 計	107,329	2,508	109,837			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
1 介護サービス事業費	1 総務費	1 総務管理費	107,329	2,508	109,837	一般財源			
			18,701	2,508	21,209	一般財源			
			18,701	2,508	21,209	一般財源	14 工事請負費	2,508	施設整備費
									2,508
歳出合計			107,329	2,508	109,837	一般財源			

議案第 5 0 号

令和 6 年度釧路市魚揚場事業特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の魚揚場事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 , 3 3 2 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 , 2 7 9 , 1 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 魚揚場事業収入		1,254,862	24,332	1,279,194
	3 国庫支出金	730,100	16,200	746,300
	5 繰入金	54,384	32	54,416
	7 市債	394,400	8,100	402,500
歳入合計		1,254,862	24,332	1,279,194

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 魚揚場事業費		1,254,862	24,332	1,279,194
	1 事業費	1,238,241	24,332	1,262,573
歳出合計		1,254,862	24,332	1,279,194

第2表 地 方 債 補 正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
		千円	千円	千円
変 更	第 8 魚 揚 場 施 設 整 備 費	386,800	8,100	394,900
計		394,400	8,100	402,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 国 庫 支 出 金	730,100	16,200	746,300
5 繰 入 金	54,384	32	54,416
7 市 債	394,400	8,100	402,500
歳 入 合 計	1,254,862	24,332	1,279,194

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事 業 費	1,238,241	24,332	1,262,573	16,200	8,100	0	32
歳 出 合 計	1,254,862	24,332	1,279,194	16,200	8,100	0	32

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 魚揚場事業収入	1,254,862	24,332	1,279,194			
3 国庫支出金	730,100	16,200	746,300			
1 国庫補助金	730,100	16,200	746,300	1 魚揚場事業補助金	16,200	第8魚揚場施設整備費(率2/3)
5 繰入金	54,384	32	54,416			16,200
1 一般会計繰入金	54,384	32	54,416	1 一般会計繰入金	32	一般会計繰入金
7 市債	394,400	8,100	402,500			
1 市債	394,400	8,100	402,500	1 魚揚場事業債	8,100	第8魚揚場施設整備費
						8,100
歳 入 合 計	1,254,862	24,332	1,279,194			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 魚揚場事業費	1, 254, 862	24, 332	1, 279, 194	特定財源 一般財源			
1 事業費	1, 238, 241	24, 332	1, 262, 573	特定財源 一般財源			
2 施設整備費	1, 125, 596	24, 332	1, 149, 928	特定財源 [内訳] 国庫支出金 市債 一般財源	14 工事請負費	24, 332	第8 魚揚場施設整備費 24, 332
歳出合計	1, 254, 862	24, 332	1, 279, 194	特定財源 一般財源			

議案第 5 1 号

令和 6 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 7 0 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 6 2 6 , 6 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業収入		625,921	770	626,691
	4 寄附金	1	110	111
	6 繰越金	1	660	661
歳入合計		625,921	770	626,691

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業費		625,921	770	626,691
	1 事業費	607,110	770	607,880
歳出合計		625,921	770	626,691

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 寄 附 金	1	110	111
6 繰 越 金	1	660	661
歳 入 合 計	625,921	770	626,691

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事 業 費	607,110	770	607,880	0	0	770	0
歳 出 合 計	625,921	770	626,691	0	0	770	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	625,921	770	626,691			
4 寄附金	1	110	111			
1 寄附金	1	110	111	1 動物園事業寄附金	110	動物園整備基金積立金 110
6 繰越金	1	660	661			
1 繰越金	1	660	661	1 繰越金	660	繰越金 660
歳 入 合 計	625,921	770	626,691			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
1 動物園事業費	1 事業費		625,921	770	626,691	特定財源	770		
			607,110	770	607,880	特定財源	770		
		1 管理費	607,110	770	607,880	特定財源	770	24 積立金	770 動物園整備基金積立金
						[内訳] 寄附金 繰越金			
							110 660		
			625,921	770	626,691	特定財源	770		

議案第52号

令和6年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度釧路市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(3) 主要な建設改良事業

イ 医療機械等整備 800,000千円

(収益的支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支			出
第1款 病院事業費用	20,181,945千円	△128千円	20,181,817千円
第2項 医業外費用	278,396千円	△128千円	278,268千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「2,533千円」を「2,661千円」に、「1,165,005千円」を「1,164,877千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			入
第1款 資本的収入	2,217,612千円	100,000千円	2,317,612千円
第5項 他会計負担金	0千円	100,000千円	100,000千円
支			出
第1款 資本的支出	3,385,150千円	100,000千円	3,485,150千円

第 1 項 建設改良費 2,210,210千円 100,000千円 2,310,210千円

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

令和6年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 病院事業費	2 医業外費用		20,181,945	△ 128	20,181,817		
		5 消費税及び地方消費税	278,396	△ 128	278,268		
			16,490	△ 128	16,362	消費税及び地方消費税	△ 128

資本の収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本の収入	5 他会計負担金		2,217,612	100,000	2,317,612		
			0	100,000	100,000		
		1 他会計負担金	0	100,000	100,000	一般会計負担金	100,000

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本の支出	1 建設改良費		3,385,150	100,000	3,485,150		
			2,210,210	100,000	2,310,210		
		2 資産購入費	700,000	100,000	800,000	医療機械等整備費	100,000

令和6年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	32,707
減価償却費	1,176,706
固定資産除却費	25,800
有形固定資産売却損益(△は益)	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 74,411
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 2,000
長期前受金戻入額	△ 181,830
修学資金給与費	36,840
長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 98,984
受取利息及び受取配当金	△ 11
支払利息	105,858
未収金の増減額(△は増加)	294,140
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
前払金の増減額(△は増加)	1,040
未払金の増減額(△は減少)	126,861
未払費用の増減額(△は減少)	△ 5,948
預り金の増減額(△は減少)	4,364
小計	1,442,133
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	△ 105,858
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,336,286

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,100,191
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	100,000
修学資金の貸付による支出	△ 63,768
修学資金の返還による収入	7,410
基金の積立による支出	△ 10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,056,858

3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	一時借入れによる収入	2,000,000	
	一時借入金返済による収入	△ 2,000,000	
	建設改良費等の財源に充てたための企業債による収入	2,210,200	
	建設改良費等の財源に充てたための企業債の償還による支出	△ 1,110,862	
	寄附金による収入	1	
	財務活動によるキャッシュ・フロー		1,099,339
4	資金増加額		378,767
5	資金期首残高		5,244,641
6	資金期末残高		5,623,408

正補表
照表
校借
貸定
業予
事業
院事
病院
市路
釧度
年6
令和

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

[illegible]

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
・減価償却の方法
定額法による。
・主な耐用年数
建物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
(2) リース資産
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- 3 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤労手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤労手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は5,129,969千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
鉦路市病院事業会計は、市立鉦路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立鉦路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

- 2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	市立鉦路総合病院	高等看護学院	合 計
医業収益	16,620,059	0	16,620,059
医業費用	18,283,732	0	18,283,732
医業損益	△ 1,663,673	0	△ 1,663,673
経常損益	△ 487,926	1,554	△ 486,372
セグメント資産	19,753,297	0	19,753,297
セグメント負債	15,742,832	0	15,742,832
その他の項目			
他会計繰入金	1,380,000	69,121	1,449,121
減価償却費	1,340,641	0	1,340,641
特別利益	80,171	0	80,171
特別損失	192,080	0	192,080
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 735,542	0	△ 735,542

当年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	市立鉦路総合病院	高等看護学院	合 計
セグメント資産	20,854,079	0	20,854,079
セグメント負債	16,810,907	0	16,810,907
その他の項目			
他会計繰入金	1,380,000	73,247	1,453,247
減価償却費	1,176,706	0	1,176,706
特別利益	120,001	0	120,001
特別損失	178,801	0	178,801
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	897,683	0	897,683

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金8,700千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金335,644千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤労手当を支給するため賞与引当金483,496千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金92,736千円を取り崩す。

議案第 53 号

令和 6 年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第 2 条 令和 6 年度釧路市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 水道事業収益	5,493,191千円	47,783千円	5,540,974千円
第 2 項 営業外収益	655,776千円	47,783千円	703,559千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「2,986,639千円」を「2,990,556千円」に、「445,511千円」を「493,294千円」に、「1,969,762千円」を「1,969,612千円」に、「351,366千円」を「307,650千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	5,290,117千円	696,961千円	5,987,078千円
第 1 項 企業債	3,144,200千円	221,700千円	3,365,900千円
第 2 項 出資金	1,030,000千円	300,000千円	1,330,000千円
第 5 項 国庫補助金	1,082,750千円	175,261千円	1,258,011千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	8,276,756千円	700,878千円	8,977,634千円

第1項 建設改良費 6,682,482千円 700,878千円 7,383,360千円
(継続費)

第4条 既定の継続費の総額及び年割額を、次のとおり補正する。

区 分		款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
変 <							

						令和 2	0
	補正後				1,655,687	令和 3	93,500
						令和 4	169,400
						令和 5	425,700
						令和 6	967,087

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	上水道第3回 拡張事業費	千円	千円	千円
		2,537,900	221,700	2,759,600
計		3,144,200	221,700	3,365,900

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

令和6年度釧路市水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入

収 入

		(単位 千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益					
	2 営業外収益		5,493,191	47,783	5,540,974
			655,776	47,783	703,559
		6 消費税及び地方消費税還付金	189,588	47,783	237,371
					消費税及び地方消費税還付金 47,783

資本的收入及び支出

収 入

		(単位 千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入					
	1 企業債		5,290,117	696,961	5,987,078
			3,144,200	221,700	3,365,900
		1 企業債	3,144,200	221,700	3,365,900
					上水道第3回拡張事業費 221,700
	2 出資金		1,030,000	300,000	1,330,000
		1 出資金	1,030,000	300,000	1,330,000
					一般会計出資金 300,000
	5 国庫補助金		1,082,750	175,261	1,258,011
		1 国庫補助金	1,082,750	175,261	1,258,011
					愛国浄水場更新 175,261

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的支出	1 建設改良費		8,276,756	700,878	8,977,634		
		2 第3回拡張事業費	6,682,482	700,878	7,383,360		
			5,018,602	700,878	5,719,480	愛国浄水場浄水施設 土木・建築 (8か年継続事業の最終年次)	89,705
						愛国浄水場浄水施設更新 水処理プラント設備工事	588,986
						愛国浄水場設備工事 (6か年継続事業の最終年次)	22,187

令和6年度釧路市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	263,712	
減価償却費	2,130,517	
固定資産除却費	102,493	
退職給付引当金の増減額(△は減少)	25,510	
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,804	
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 224	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 8,946	
長期前受金戻入額	△ 265,343	
資本費繰入収益	△ 167,845	
受取利息及び配当金	△ 163	
支払利息	281,863	
未収金の増減額(△は増加)	18,468	
未払金の増減額(△は減少)	△ 25,860	
小計	2,356,986	
利息及び配当金の受取額	163	
利息の支払額	△ 281,863	
業務活動によるキャッシュ・フロー		2,075,286
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 10,390,395	
国庫補助金等による収入	1,165,276	
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	197,350	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 9,027,769
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	2,000,000	
一時借入金の返済による支出	△ 2,000,000	
建設改良費等の財源に充てられるための企業債による収入	4,406,000	
建設改良費等の財源に充てられるための企業債の償還による支出	△ 1,594,274	
一般会計からの出資金による収入	1,330,000	
財務活動によるキャッシュ・フロー		4,141,726
4 資金減少額		2,810,757
5 資金期首残高		4,635,709
6 資金期末残高		1,824,952

正 補 書 調 査 関 係 費 統 継

区分	款	項	事業名	全 体 計 画					前年度の 未払 支 出 額	前年度の 未払 義 務 額	前年度の 未払 義 務 額 (見込)	当年度の 未払 義 務 額	当年度の 未払 義 務 額	翌年度以降の 発生予定額	継続 の 進捗	費 率 対 比	
				年度	年 割 額	左											損益勘定 留保資金
						企 業 債	出 資 金	源 内 訳									
変 更	1 資 本 的 支 出	1 建設改良費	愛国浄土・浄水施設 愛国浄水・浄水場建設	平29	千円 237,600	千円 170,900	千円 0	千円 23,922	千円 42,778	千円 237,600	千円 237,600	千円 237,600	千円 —	千円 237,600	千円 —	2.2	
				平30	千円 1,977,750	千円 1,193,800	千円 0	千円 450,200	千円 333,750	千円 1,977,750	千円 1,977,750	千円 1,977,750	千円 —	千円 1,977,750	千円 —	18.1	
				令和元	千円 1,699,898	千円 768,100	千円 343,000	千円 393,800	千円 194,998	千円 1,699,898	千円 1,699,898	千円 1,699,898	千円 —	千円 1,699,898	千円 —	15.5	
				令和2	千円 950,938	千円 328,700	千円 324,000	千円 216,000	千円 82,238	千円 950,938	千円 950,938	千円 950,938	千円 —	千円 950,938	千円 —	8.7	
				令和3	千円 1,420,140	千円 584,900	千円 362,000	千円 327,000	千円 146,240	千円 1,420,140	千円 1,420,140	千円 1,420,140	千円 —	千円 1,420,140	千円 —	13.0	
				令和4	千円 1,103,794	千円 679,900	千円 0	千円 253,800	千円 170,094	千円 1,099,814	千円 1,099,814	千円 1,099,814	千円 —	千円 1,099,814	千円 —	10.0	
				令和5	千円 1,797,794	千円 1,112,100	千円 100,000	千円 407,600	千円 178,094	千円 —	千円 1,801,774	千円 1,801,774	千円 —	千円 1,801,774	千円 —	16.5	
				令和6	千円 1,757,371	千円 952,000	千円 280,000	千円 404,800	千円 120,571	千円 —	千円 —	千円 1,757,371	千円 1,757,371	千円 1,757,371	千円 —	16.0	
				計	千円 10,945,285	千円 5,790,400	千円 1,409,000	千円 2,477,122	千円 1,268,763	千円 7,386,140	千円 9,187,914	千円 1,757,371	千円 1,757,371	千円 10,945,285	千円 —	千円 —	100.0

区分	款	項	事業名	全 体 計 画					前年度末までの支払義務発生額（見込）	当該年度末までの支払義務発生額	当該年度末までの支払義務発生額	翌年度以降の支払義務発生額	継続費額の対比
				年割額	左	出資金	財源	内訳					
変	1	資本的支出	愛国浄水場施設改良費	年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
				平29	237,600	170,900	0	23,922	42,778	237,600	237,600	—	2.1
更正後	1	資本的支出	愛国浄水場施設改良費	平30	1,977,750	1,193,800	0	450,200	333,750	1,977,750	1,977,750	—	17.9
				令元	1,699,898	768,100	343,000	393,800	194,998	1,699,898	1,699,898	—	15.4
				令2	950,938	328,700	324,000	216,000	82,238	950,938	950,938	—	8.6
				令3	1,420,140	584,900	362,000	327,000	146,240	1,420,140	1,420,140	—	12.9
				令4	1,103,794	679,900	0	253,800	170,094	1,099,814	1,099,814	—	10.0
				令5	1,797,794	1,112,100	100,000	407,600	178,094	1,797,143	1,797,143	—	16.3
更				令6	1,847,076	952,000	345,000	427,226	122,850	—	1,851,707	1,851,707	16.8
				計	11,034,990	5,790,400	1,474,000	2,499,548	1,271,042	7,386,140	11,034,990	—	100.0

区分	款	項	事業名	全 体 計 画					前年度末までの支払義務発生額（見込）	当該年度末までの支払義務発生額	当該年度末までの支払義務発生額	翌年度以降の支払義務発生額	継続費額の対する進捗率
				年割額	左	の	財	源					
				千円	企業債	出資金	金	国庫補助金	損益勘定留保資金	千円	千円	千円	％
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				93,500	57,600	0	0	21,400	14,500	91,757	91,757	91,757	5.6
				169,400	104,400	0	0	38,800	26,200	169,098	169,098	169,098	10.4
				425,700	262,300	0	0	97,700	65,700	427,745	427,745	427,745	26.2
				944,900	621,000	0	0	168,400	155,500	944,900	944,900	944,900	57.8
				1,633,500	1,045,300	0	0	326,300	261,900	688,600	944,900	1,633,500	100.0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				93,500	57,600	0	0	21,400	14,500	91,757	91,757	91,757	5.6
				169,400	104,400	0	0	38,800	26,200	169,098	169,098	169,098	10.2
				425,700	262,300	0	0	97,700	65,700	425,667	425,667	425,667	25.7
				967,087	621,000	15,000	0	173,947	157,140	969,165	969,165	969,165	58.5
				1,655,687	1,045,300	15,000	0	331,847	263,540	686,522	969,165	1,655,687	100.0

正 補 書 調 査 関 係 行 為 負 担 債 務

区 分	事 項	限度額	負担額	前年度末までの義務支払見込額		当該年度の義務支払予定額		左 の 財 源 内 訳			翌年度の支生発		年度以降の義務支払予定額		左 の 財 源 内 訳		
				期 間	金 額	金 額	金 額	企 業 債	出 資 金	国庫補助金	給水収益等	期 間	金 額	企 業 債	出 資 金	国庫補助金	給水収益等
補正前 変更	愛国浄水場浄水施設更新事業費	14,391,923	14,391,923	平27～令5	4,720,119	2,589,956	2,000,970	750,600	750,000	500,200	170	令7～令28	7,670,834	1,420,300	1,020,000	758,800	4,471,734
								972,300	970,000	647,488	168		7,081,848	1,198,600	800,000	611,512	4,471,736
補正前 補正後	合 計	19,302,400	18,497,914	—	6,748,268	2,585,663	2,585,663	895,200	750,000	500,200	440,263	—	9,163,983	2,317,400	1,020,000	1,033,029	4,793,554
							3,174,649	1,116,900	970,000	647,488	440,261		8,574,997	2,095,700	800,000	885,741	4,793,556

令和 6 年 度 釧 路 市 水 道 事 業 予 定 貸 借 対 照 表 補 正

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産	106,214,245	固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産	△ 45,177,339	企 業 債	
減価償却累計額	61,036,906	建設改良費等の財源に	1,555,888
有形固定資産合計		充てゐるための企業債	
無 形 固 定 資 産	2,689	企 業 債 合 計	1,555,888
電 話 加 入 権		未 引	1,501,226
無形固定資産合計	2,689	賞 与 引 当 金	43,425
投資その他の資産	1,350	法定福利費引当金	7,742
投資有価証券	3,027	引 当 金 合 計	51,167
出 資 金		預 り 金	53,938
投資その他の資産合計	4,377	流 動 負 債 合 計	3,162,219
固 定 資 産 合 計	61,043,972		
流 動 資 産		繰 延 収 益	
現 金 預 金	1,824,952	繰 延 収 益 受 金	17,473,466
未 収 金	1,775,887	繰 延 収 益 受 金 累 計 額	△ 6,856,347
貸 倒 引 当 金	△ 40,323	繰 延 収 益 合 計	10,617,119
蔵 品		負 債 合 計	41,119,711
流動資産合計	3,746,601	資 本 の 部	
資 産 合 計	64,790,573	資 本 金	19,954,347
		資 本 剰 余 金	
固 定 負 債	26,828,208	資 本 剰 余 金	
企 業 債		受贈財産評価額	11,727
建設改良費等の財源に		寄 附 金	18,500
充てゐるための企業債		資 本 剰 余 金 合 計	30,227
企 業 債 合 計			
引 退 職 給 付 引 当 金		利 益 剰 余 金	
引 当 金 合 計	512,165	減 債 積 立 金	79,433
固 定 負 債 合 計	27,340,373	建設改良積立金	650,000
		当年度未処分利益剰余金	2,956,855
		利 益 剰 余 金 合 計	3,686,288
		剰 余 金 合 計	3,716,515
		資 本 合 計	23,670,862
		負 債 資 本 合 計	64,790,573

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産
 - 減価償却の方法
 - 定額法による。
 - 主な耐用年数

建物

10～50年

構築物

10～58年

機械及び装置

8～17年

車両運搬具

3～6年

工具、器具及び備品

3～15年
- (2) 無形固定資産

減価償却の方法

定額法による。
- 4 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。
- (2) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
- (3) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
- (4) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。
- II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、「水道事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は1,001,598千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要

鉦路市水道事業会計は、上水道事業及び簡易水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。
- | 事業区分 | 事業の内容 |
|--------|---|
| 上水道事業 | 水道事業のうち、簡易水道事業以外の、計画給水人口が5,000人を超える水道事業。鉦路市街地区の水道事業(鉦路町域を含む。) |
| 簡易水道事業 | 計画給水人口が5,000人以下の水道事業。計画給水人口の規模が小さいもの。山花・阿寒・飽別・阿寒湖畔・音別簡易水道事業(二俣飲用水事業含む。) |
- 2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	合 計
営業収益	3,963,131	251,883	4,215,014
営業費用	3,706,950	370,732	4,077,682
営業損益	256,181	△ 118,849	137,332
経常損益	570,467	64,493	634,960
セグメント資産	57,983,660	3,167,639	61,151,299
セグメント負債	36,385,047	2,689,102	39,074,149
その他の項目			
他会計繰入金	359,901	202,319	562,220
減価償却費	1,885,556	202,797	2,088,353
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,419,858	△ 130,379	4,289,479

当年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	合 計
セグメント資産	61,739,383	3,051,190	64,790,573
セグメント負債	38,602,274	2,517,437	41,119,711
その他の項目			
他会計繰入金	68,766	186,565	255,331
減価償却費	1,924,115	206,402	2,130,517
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,264,358	△ 105,116	6,159,242

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し

当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金10,930千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し

当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金43,561千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金40,621千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金7,966千円を取り崩す。

議案第 5 4 号

令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第 2 条 令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 施設運営事業収益	495,810 千円	53,850 千円	549,660 千円
第 1 項 営 業 収 益	460,872 千円	59,235 千円	520,107 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	34,938 千円	△ 5,385 千円	29,553 千円

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

令和6年度釧路市港湾整備事業会計補正予算実施計画

収益的收入

収入

		(単位 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 施設運営事業収益	1 営業収益		495,810	53,850	549,660	
			460,872	59,235	520,107	
	2 営業外収益	4 荷役機械使用料	32,674	59,235	91,909	石炭荷役機械 1基 59,235
		3 消費税及び地方消費税還付金	34,938	△ 5,385	29,553	
			27,366	△ 5,385	21,981	消費税及び地方消費税還付金 △ 5,385

令和6年度釧路市港湾整備事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	80,816	
減価償却費	199,801	
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,123	
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	222	
受取利息	△ 30	
支払利息	15,666	
未収金の増減額(△は増加)	△ 3,121	
未払金の増減額(△は減少)	△ 79,233	
預り金の増減額(△は減少)	△ 4	
完成土地の増減額(△は増加)	29,117	
小計	244,357	
利息の受取額	30	
利息の支払額	△ 15,666	
業務活動によるキャッシュ・フロー	228,721	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 567,991	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 567,991	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	385,000	
一時借入金の返済による支出	△ 385,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	385,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 116,763	
財務活動によるキャッシュ・フロー	288,237	
4 資金減少額	71,033	
5 資金期首残高	1,240,036	
6 資金期末残高	1,169,003	

令和6年度釧路市港湾整備事業予定貸借対照表補正

(令和7年3月31日)

資 産 の 部		(単位 千円)	
固 定 資 産		未 払 金	5,000
有形固定資産	14,787,674	賞 与 引 当 金	2,922
減価償却累計額 △ 10,739,038	<u>4,048,636</u>	法定福利費引当金	582
有形固定資産合計		その他流動負債	<u>1,104</u>
投資その他の資産		流動負債合計	88,322
出 資 金	<u>13,267</u>	繰 延 収 益	
投資その他の資産合計		長期前受金	3,077
固定資産合計	4,061,903	収益化累計額	<u>△ 2,888</u>
土地造成		繰延収益合計	189
土地造成土地	<u>1,924,791</u>	負債合計	1,369,759
西港区完成土地		資 本 の 部	
土地造成合計	1,924,791	資 本 金	
流動資産		自己資本金	<u>5,023,374</u>
現金預金	1,169,003	資本金合計	5,023,374
未 収 金	<u>41,461</u>	剰 余 金	
流動資産合計	1,210,464	資本剰余金	
資産合計	7,197,158	国庫負担金	<u>142,826</u>
負 債 の 部		資本剰余金合計	
固 定 負 債		利益剰余金	142,826
建設改良費等の財源に充てたるための企業債		減 債 積 立 金	271,800
固定負債合計	1,281,248	当年度未処分利益剰余金	<u>389,399</u>
流動負債		利益剰余金合計	<u>661,199</u>
建設改良費等の財源に充てたるための企業債	78,714	剰 余 金 合 計	804,025
		資本合計	5,827,399
		負債資本合計	7,197,158

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
- ・減価償却の方法
定額法による。
 - ・主な耐用年数

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	17年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	2～18年

2 引当金の計上方法

- (1) 退職給付引当金
職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

釧路市港湾整備事業会計は、港湾整備事業及び臨海土地造成事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
港湾整備事業	港湾施設の管理運営
臨海土地造成事業	土地造成及び売却、土地維持管理

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	港湾整備事業	臨海土地造成事業	(単位 千円)
			合 計
営業収益	445,795	130,505	576,300
営業費用	354,736	13,164	367,900
営業損益	91,059	117,341	208,400
経常損益	90,641	113,108	203,749
セグメント資産	2,834,956	4,091,041	6,925,997
セグメント負債	676,194	503,220	1,179,414
その他の項目			
減価償却費	196,008	0	196,008
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	136,161	△ 436	135,725

当年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	港湾整備事業	臨海土地造成事業	(単位 千円)
			合 計
セグメント資産	3,176,896	4,020,262	7,197,158
セグメント負債	867,424	502,335	1,369,759
その他の項目			
減価償却費	199,801	0	199,801
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	368,190	0	368,190

III その他

1 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金1,799千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金360千円を取り崩す。

議案第 55 号

介護保険法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(釧路市附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 釧路市附属機関に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 釧路市地域包括支援センター運営協議会の項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

(釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年釧路市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「第 17 条の 12」を「第 64 条第 1 号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 14 日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係条例における省令の引用条項について規定の整理をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 56 号

釧路市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 釧路市税条例（平成 17 年釧路市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 7 第 1 項第 2 号中「同条第 3 項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法（以下この号において「旧所得税法」という。）第 78 条第 3 項」に改め、同号イ中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に、「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事由があるときと認める場合には、第 1 項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限後においても前項の規定による申請書の提出をすることができる。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に、「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「によって」を「によ

り」に、「前項」を「第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項本文の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事由があると認める場合には、第１項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限後においても前項の規定による申請書の提出をすることができ。

第８８条第２項中「によって」を「により」に、「納期限前７日」を「納期限」に改め、同条第３項中「によって」を「により」に改める。

第８９条第２項中「によって」を「により」に改め、同条第３項中「によって」を「により」に、「納期限前７日」を「納期限」に改め、同条第４項及び第５項中「によって」を「により」に改める。

第１３８条の３第２項中「納期限前７日」を「納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第１３８条の３第３項中「によって」を「により」に改める。

附則第１０条の２中第２２項を第２３項とし、第１３項から第２１項までを１項ずつ繰り下げ、第１２項の次に次の１項を加える。

１３ 法附則第１５条第２５項第２号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、７分の６とする。

附則第１１条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第１５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年

度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

第 2 条 釧路市税条例の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の 7 第 1 項第 2 号中「及び第 3 号に掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法（以下この号において「旧所得税法」という。）第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号イ中「旧所得税法第 7 8 条第 3 項」を「所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

附則第 4 条の 3 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 5 1 条第 2 項、第 7 1 条第 2 項、第 8 8 条第 2 項、第 8 9 条第 3 項及び第 1 3 8 条の 3 第 2 項の改正規定（いずれも「納期限前 7 日」を「納期限」に改める部分に限る。）並びに第 5 6 条の改正規定
令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条中第 3 3 条の 7 第 1 項の改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日

(3) 第 2 条及び次条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における第 2 条の規定による改正後の釧

路市税条例第 33 条の 7 第 1 項の規定の適用については、同項第 2 号中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の釧路市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 14 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

1 固定資産税関係

（1）特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。

）に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を 7 分の 6 とすること。（附則第 10 条の 2 関係）

（2）令和 6 年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を令和 7 年度及び令和 8 年度において継続すること。（附則第 11 条の 2 関係）

2 特別土地保有税関係

令和 6 年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。（附則第 15 条関係）

3 市税の減免関係

(1) 市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免に関し、申請の期限を変更すること。（第 51 条、第 71 条、第 88 条、第 89 条、第 138 条の 3 関係）

(2) 市民税、固定資産税及び特別土地保有税に関し、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免の必要があると市長が認める場合は、職権による減免を可能とすること。（第 51 条、第 71 条、第 138 条の 3 関係）

4 その他引用条項等の規定の整備をすること。

議案第 57 号

釧路市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(釧路市子ども医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 釧路市子ども医療費助成条例（平成 17 年釧路市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 4 条第 1 項中「（高校生等にあつては、入院に係る医療に限る。）」を削る。

(釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 17 年釧路市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 項を削り、第 10 項を第 9 項とする。

第 4 条第 1 項第 1 号中「中学校修了前児童」を「第 2 条第 3 項第 1 号に該当する者」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

(釧路市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 釧路市重度心身障がい者医療費助成条例（平成 17 年釧路市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「中学校修了前児童 15 歳」を「18 歳未満の者 18 歳」に改め、同条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第 4 条第 1 項第 1 号中「中学校修了前児童」を「18 歳未満の者」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

（釧路市子ども医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の釧路市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第 2 条の規定による改正後の釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（釧路市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第 3 条の規定による改正後の釧路市重度心身障がい者医療費助成条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

高校生等の通院及び指定訪問看護に係る医療費について、令和 6 年 1 1 月診療分から自己負担額の全額を助成対象とすることに伴い、関係条例について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 58 号

釧路市地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例 の一部を改正する条例

釧路市地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例（平成 27 年釧路市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「員数」の次に「（運営協議会が第 1 号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項の表の右欄中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 4 日 提 出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説 明)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置する
職員の基準について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 59 号

釧路市精神障がい者入院医療費助成条例の一部を改正する条例

釧路市精神障がい者入院医療費助成条例（平成 17 年釧路市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第 33 条第 1 項」を「第 5 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 14 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、法の引用条項について規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 60 号

釧路市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

釧路市夜間急病センター条例（平成 19 年釧路市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

釧路市休日夜間急病センター条例

第 1 条中「夜間に」を「休日及び夜間に」に、「釧路市夜間急病センター」を「釧路市休日夜間急病センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 14 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

釧路市夜間急病センターの診療時間を拡大することに伴い、同センターの名称を変更する等の所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 6 1 号

釧路市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

釧路市港湾施設管理条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表荷役機械の項中「4 7 2 , 0 0 0 円」を「9 , 4 4 7 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

石炭荷役機械の使用料を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 6 2 号

釧路市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術 管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 釧路市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成 2 5 年釧路市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第 2 条 釧路市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 8 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第 1 1 号とし、同項第 7 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有

するもの」の次に「（６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第９号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (10)建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第１項第６号中「若しくは第２号に規定する学科目又は第３号若しくは第４号」を「から第６号まで」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第８号とし、同項第５号中「１年以上、」を「２年以上、」に、「２年以上水道」を「３年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第１号の規定による卒業者にあつては１年以上、第２号の規定による卒業者にあつては１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同項第７号とし、同項第４号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第１項第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事

した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第２項を次のように改める。

- ２ 簡易水道事業、給水人口が５０，０００人以下である水道事業又は１日に給水することができる最大の水量が２５，０００立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第１号中「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第２号中「４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第３号中「５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「２年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第４号中「６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第５号中「７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第６号中「８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す

る者」と、同項第7号中「2年以上、第2号の規定による卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第8号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第10号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学

校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第3号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外」を「課程以外」に、「学科目を」を「課程を」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項中「簡易水道又は」を「簡易水道等又は」に、「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に、「「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」」を「「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」」に改め、「同項第5号中」の次に「「1年以上」とあるのは「6か月以上」と、同項第6号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第7号中」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際現に、同条の規定による改正前の釧路市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例第4条第1項第6号に規定する講習の課程を修了している者については、第1条の規定による改正後の同号に掲げる者とみなす。

令和6年6月14日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

水道法施行令の一部改正等に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 6 3 号

釧路市下水道条例の一部を改正する条例

釧路市下水道条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 8 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 8 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置等に係る水質の基準について規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 6 4 号

釧路市火災予防条例の一部を改正する条例

釧路市火災予防条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の 3 第 1 項第 2 号中「いう。以下この条において」を「いう。以下」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項」に改める。

第 4 4 条第 1 項中「建築基準法施行令第 1 3 条第 1 号に規定する避難階」を「避難階及び 1 1 階以上の階」に改め、同項第 1 号中「まで、」を「まで及び」に、「主要構造部」を「特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

消防法施行令の一部改正に伴い、避難器具の設置を義務付ける防火対象物の範囲について所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 6 5 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	除雪グレーダ	1 台
2	取 得 金 額	3 7 , 3 4 5 , 0 0 0 円	
3	契 約 の 方 法	指名競争入札	
4	取 得 先	釧路市星が浦南 2 丁目 2 番 7 号 コマツ道東株式会社釧路支店 支店長 村 上 文 人	

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

除雪グレーダの取得に関し、釧路市財産条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、車両の仕様概要は、次のとおりである。

1	形 式	除雪グレーダ (3 . 7 m 級)	
2	車両本体	総重量	1 8 , 4 4 0 kg
		外形寸法	全長 9 , 7 6 5 mm
			全幅 2 , 4 2 0 mm
			全高 3 , 4 1 0 mm
		ブレード寸法	長さ 3 , 7 1 0 mm
			高さ 5 4 5 mm
			厚さ 1 9 mm

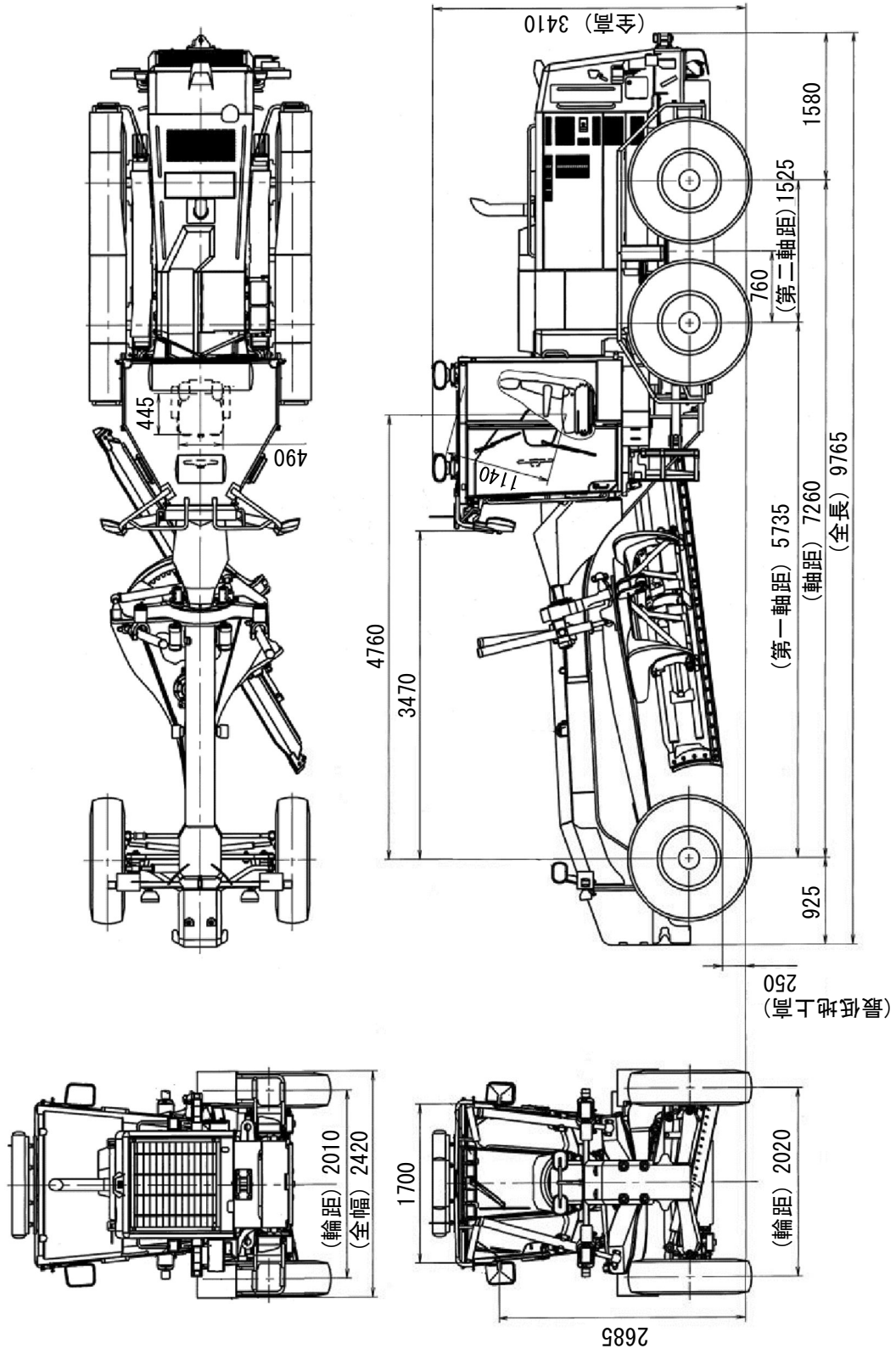
(参 考)

釧路市財産条例抜粋

(議 会 の 議 決 に 付 す べ き 財 産 の 取 得 又 は 処 分)

第 2 条 法 第 9 6 条 第 1 項 第 8 号 の 規 定 に よ り 議 会 の 議 決 に 付 さ な け れ ば な
ら ない 財 産 の 取 得 又 は 処 分 は 、 予 定 価 格 2 , 0 0 0 万 円 以 上 の 不 動 産 (土
地 に つ い て は 1 件 5 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の に 係 る も の に 限 る 。
) 若 し く は 動 産 の 買 入 れ 若 し く は 売 払 い 又 は 不 動 産 の 信 託 の 受 益 権 の 買 入
れ 若 し く は 売 払 い と す る 。

除雪グラレーダ 車体外観図



議案第 6 6 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	ロータリ除雪車	1 台
2	取 得 金 額	3 5 , 6 4 0 , 0 0 0 円	
3	契 約 の 方 法	指名競争入札	
4	取 得 先	釧路市鳥取南 6 丁目 2 番 2 4 号 三ッ輪エンジニアリング株式会社 代表取締役 富 樫 直 人	

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

ロータリ除雪車の取得に関し、釧路市財産条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、車両の仕様概要は、次のとおりである。

1	形 式	ロータリ除雪車（1.3 m級）		
2	車両本体	総重量		6,200 kg
		外形寸法	全長	5,470 mm
			全幅	1,300 mm
			全高	2,500 mm
		最大除雪幅		1,300 mm
		最大除雪高		1,000 mm
3	草刈装置	油圧式水平円盤回転式（飛散防止形）		

Technical drawings of the HX100-5A compact loader showing four views: front, side, rear, and top. Dimensions are provided in millimeters.

- Front View:** Shows the loader's profile. Key dimensions include a total width of 1300mm (全幅), a wheelbase of 1100mm (轴距), and a total height of 1520mm. The bucket width is 410mm, and the wheelbase is 450mm.
- Side View:** Shows the loader's side profile. Key dimensions include a total length of 2500mm (全高), a wheelbase of 1950mm (轴距), and a total height of 2310mm. The bucket width is 1060mm, and the wheelbase is 1210mm.
- Rear View:** Shows the loader's rear profile. Key dimensions include a total width of 1640mm, a wheelbase of 1100mm (轴距), and a total height of 1510mm. The bucket width is 1200mm, and the wheelbase is 1260mm.
- Top View:** Shows the loader's top profile. Key dimensions include a total length of 2470mm, a wheelbase of 1100mm (轴距), and a total width of 1100mm. The bucket width is 2000mm, and the wheelbase is 2090mm.

議案第 6 7 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	給食用コンテナ 一式
2	取 得 金 額	9 7 , 2 1 8 , 0 0 0 円
3	契 約 の 方 法	指名競争入札
4	取 得 先	釧路市新釧路町 1 0 番 1 1 2 号 ビラ新釧路 1 1 0 2 号 株式会社中西製作所釧路営業所 所長 渡 邊 俊 弥

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

学校給食の運搬に使用するコンテナの取得に関し、釧路市財産条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、取得する財産の概要は、次のとおりである。

1	混載 6 学級用コンテナ	9 台
2	食器 1 1 学級用コンテナ	5 1 台
3	食缶 1 2 学級用コンテナ	5 1 台

議案第 6 8 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	食器類 一式
2	取 得 金 額	8 2 , 1 3 3 , 8 1 0 円
3	契 約 の 方 法	指名競争入札
4	取 得 先	釧路市新釧路町 1 0 番 1 1 2 号 ビラ新釧路 1 1 0 2 号 株式会社中西製作所釧路営業所 所長 渡 邊 俊 弥

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

学校給食に使用する食器類の取得に関し、釧路市財産条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、取得する財産の概要は、次のとおりである。

飯碗、汁碗その他の食器、汁杓子、トングその他の配膳具等

計 2 2 品目 1 0 1 , 4 9 5 点

議案第 6 9 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	食缶 一式
2	取 得 金 額	6 5 , 1 2 0 , 9 9 0 円
3	契 約 の 方 法	指名競争入札
4	取 得 先	釧路市新釧路町 1 0 番 1 1 2 号 ビラ新釧路 1 1 0 2 号 株式会社中西製作所釧路営業所 所長 渡 邊 俊 弥

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

学校給食に使用する食缶の取得に関し、釧路市財産条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、取得する財産の概要は、次のとおりである。

1	主菜食缶	4 5 5 個
2	副菜食缶	4 4 5 個
3	汁食缶	4 6 5 個
4	マイルドボックス	3 2 個
5	揚げ物食缶	4 4 5 個
6	デザート食缶	4 0 0 個
7	ジャム・添加物入れ	4 4 5 個

議案第 7 0 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	大型厨房機器類（その 1）	一式
2	取 得 金 額	7 3 , 6 6 2 , 4 9 0 円	
3	契 約 の 方 法	一者随意契約	
4	取 得 先	釧路市新釧路町 1 0 番 1 1 2 号	ビラ新釧路 1 1 0 2 号 株式会社中西製作所釧路営業所 所長 渡 邊 俊 弥

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

釧路市学校給食センターで使用する大型厨房機器類（その 1）の取得に関し、釧路市財産条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、取得する財産の概要は、次のとおりである。

移動台、配缶台その他の大型厨房機器等

計 4 2 品目 2 7 2 点

議案第 7 1 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	大型厨房機器類（その 2）	一式
2	取 得 金 額	6 0 , 2 8 7 , 7 0 0 円	
3	契 約 の 方 法	指名競争入札	
4	取 得 先	釧路市新釧路町 1 0 番 1 1 2 号	ビラ新釧路 1 1 0 2 号 株式会社中西製作所釧路営業所 所長 渡 邊 俊 弥

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

釧路市学校給食センターで使用する大型厨房機器類（その 2）の取得に関し、釧路市財産条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、取得する財産の概要は、次のとおりである。

移動棚、台車その他の大型厨房機器等

計 3 2 品目 2 7 4 点

議案第 7 2 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

1	取得する財産の表示	厨房機器類	一式
2	取 得 金 額	3 5 , 1 4 5 , 0 0 0 円	
3	契 約 の 方 法	指名競争入札	
4	取 得 先	釧路市鳥取南 5 丁目 1 2 番 5 号 株式会社三ッ輪商会 代表取締役 栗 林 延 年	

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

釧路市学校給食センターで使用する厨房機器類の取得に関し、釧路市財産
条例第 2 条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、取得する財産の概要は、次のとおりである。

調理用具その他の小型厨房機器等

計 1 1 7 品目 4 , 7 6 3 点

議案第 73 号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

記

1 路線の認定

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	参 考	
				延長 (m)	幅員 (m)
8308	オンネナイ道路	阿寒町仁々志別32線89番12地先	阿寒町仁々志別88番2地先	2,006.94	6.50) 9.50

（路線の位置は、別紙図面のとおり）

2 路線の廃止

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	参 考	
				延長 (m)	幅員 (m)
8145	オンネナイ道路	阿寒町仁々志別32線89番12地先	阿寒町共和東56番1地先	6,715.75	5.00) 9.50

（路線の位置は、別紙図面のとおり）

令和 6 年 6 月 14 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

1 路線の認定

8308号は、路線の見直しのため、認定するものである。

2 路線の廃止

8145号は、路線の見直しによる新路線の認定に伴い、廃止するもの

である。

(参 考)

道 路 法 抜 粹

(市 町 村 道 の 意 義 及 び そ の 路 線 の 認 定)

第 8 条 第 3 条 第 4 号 の 市 町 村 道 と は 、 市 町 村 の 区 域 内 に 存 す る 道 路 で 、 市 町 村 長 が そ の 路 線 を 認 定 し た も の を い う。

2 市 町 村 長 が 前 項 の 規 定 に よ り 路 線 を 認 定 し よ う と す る 場 合 に お い て は 、 あ ら か じ め 当 該 市 町 村 の 議 会 の 議 決 を 経 な け れ ば な ら な い。

(3 ～ 5 項 略)

(路 線 の 廃 止 又 は 変 更)

第 1 0 条 都 道 府 県 知 事 又 は 市 町 村 長 は 、 都 道 府 県 道 又 は 市 町 村 道 に つ い て 、 一 般 交 通 の 用 に 供 す る 必 要 が な く な っ た と 認 め る 場 合 に お い て は 、 当 該 路 線 の 全 部 又 は 一 部 を 廃 止 す る こ と が で き る 。 路 線 が 重 複 す る 場 合 に お い て も 、 同 様 と す る。

(2 項 略)

3 第 7 条 第 2 項 か ら 第 8 項 ま で 及 び 前 条 の 規 定 は 前 2 項 の 規 定 に よ る 都 道 府 県 道 の 路 線 の 廃 止 又 は 変 更 に つ い て 、 第 8 条 第 2 項 か ら 第 5 項 ま で 及 び 前 条 の 規 定 は 前 2 項 の 規 定 に よ る 市 町 村 道 の 路 線 の 廃 止 又 は 変 更 に つ い て 、 そ れ ぞ れ 準 用 す る。

議案第 7 4 号

工事請負契約の締結に関する件

大楽毛津波避難複合施設整備事業建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 大楽毛津波避難複合施設整備事業建築主体工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1,083,500,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 釧路市春採6丁目1番5号
宮脇・タカオ・村井・日向特定共同企業体
代表者 宮脇土建株式会社
代表取締役 濁 沼 英 一 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和8年6月30日まで |

令和6年6月14日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

大楽毛津波避難複合施設整備事業建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

鉄筋コンクリート造5階建

延べ面積 2,691.34㎡

1階床面積 641.89㎡

2 階床面積 6 5 7 . 8 1 m²

3 階床面積 6 6 0 . 3 5 m²

4 階床面積 6 6 1 . 0 2 m²

5 階床面積 7 0 . 2 7 m²

ピロティ、エントランス・風除室、エレベーターホール（４）、給水
ポンプ室、ホール（２）、管理室、備蓄庫（４）、給湯室（３）、便
所（６）、バリアフリースイレ（３）、授乳室、発電機室

2 建築位置 釧路市大楽毛南４丁目５番９

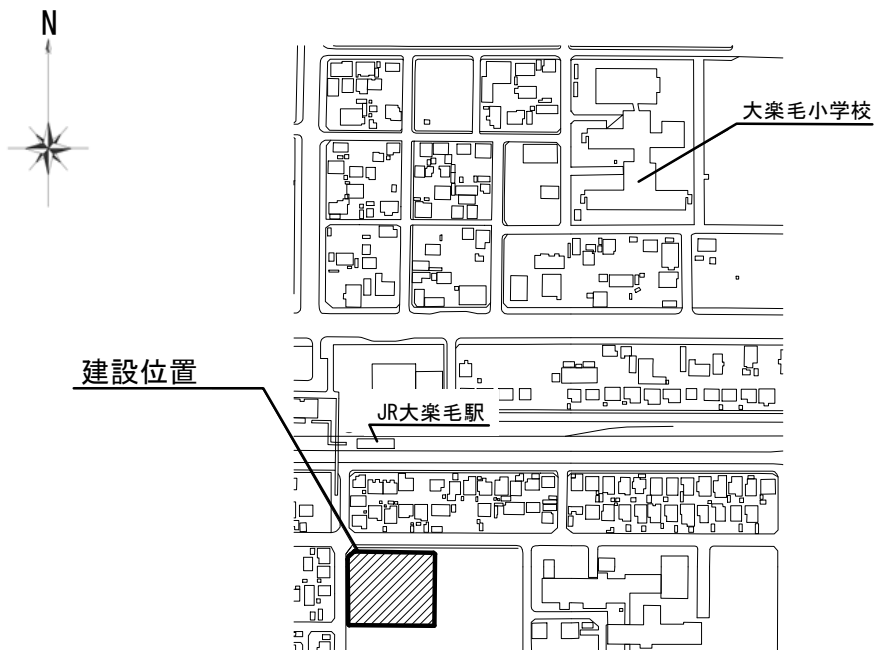
3 別途工事 電気設備工事、管設備工事

（参考）

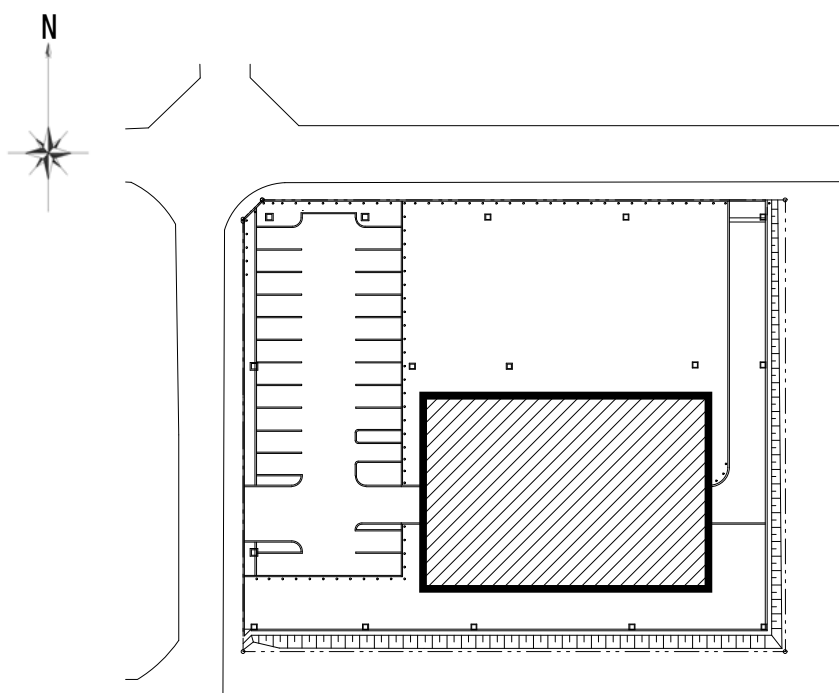
議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

（議会の議決）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規
定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０
００万円以上の工事又は製造の請負とする。

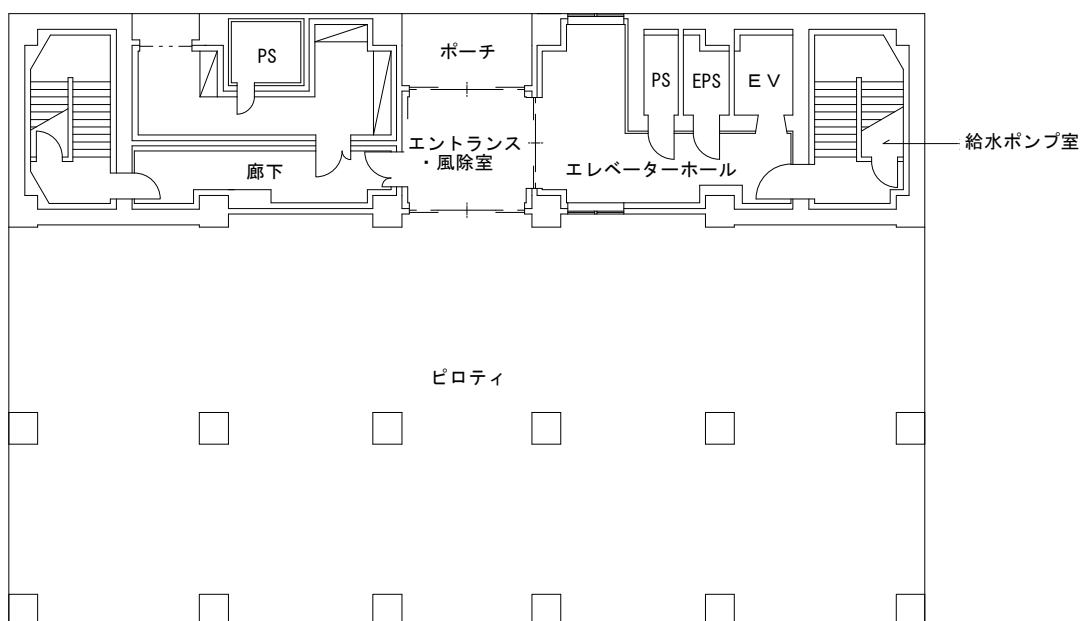


付近見取図

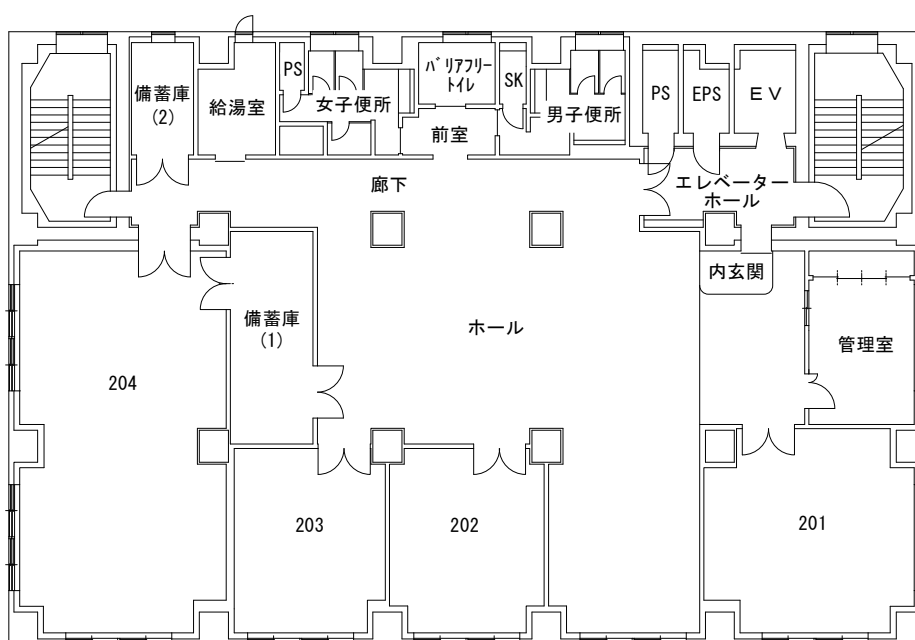


配置図

大楽毛津波避難複合施設整備事業建築主体工事

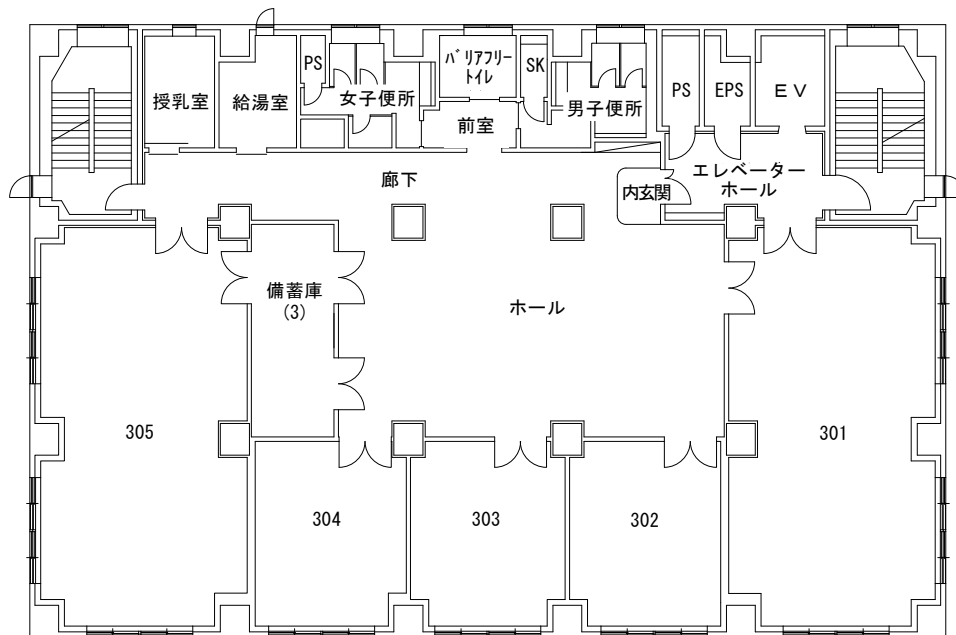


1 階平面図

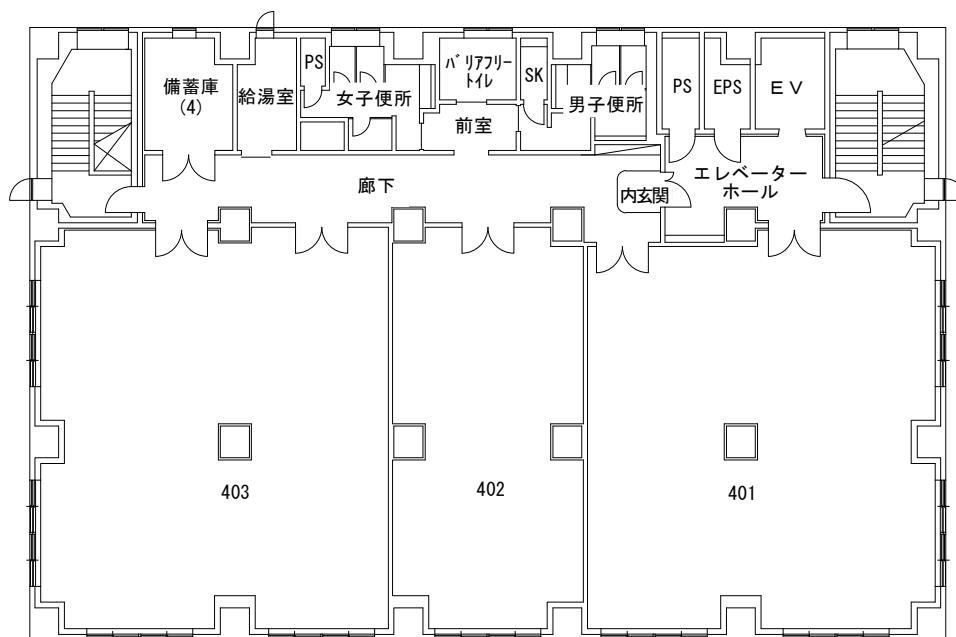


2 階平面図

大楽毛津波避難複合施設整備事業建築主体工事

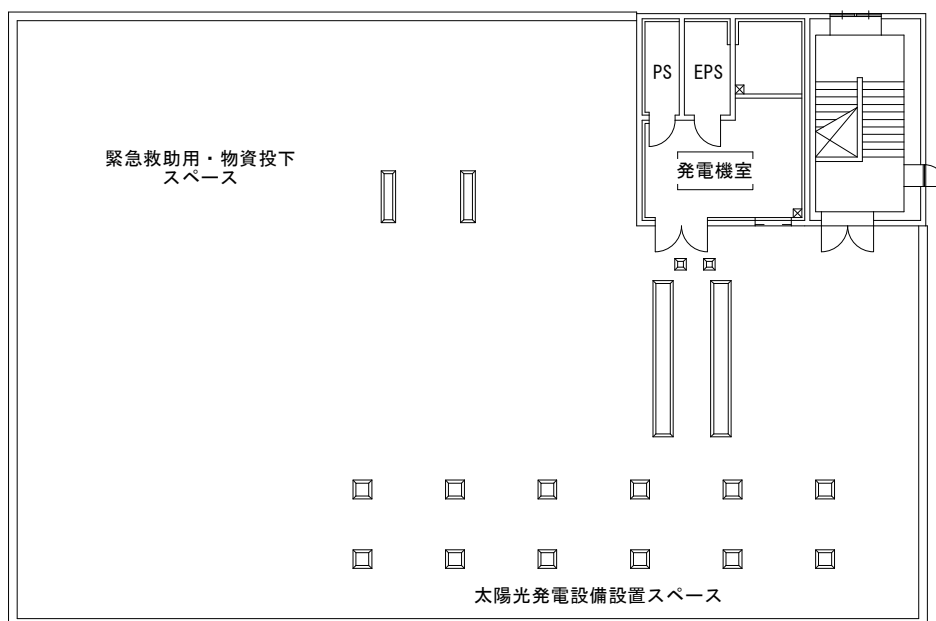


3 階平面図



4 階平面図

大楽毛津波避難複合施設整備事業建築主体工事



5 階平面図

大楽毛津波避難複合施設整備事業建築主体工事

議案第 7 5 号

工事請負契約の締結に関する件

令和 6 年度まりも団地 B 棟公営住宅建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和 6 年度まりも団地 B 棟公営住宅建築主体工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 7 4 , 1 3 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 釧路市阿寒町北町 3 丁目 2 番 1 4 号
迫田建設株式会社
代表取締役 迫 田 武 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで |

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

令和 6 年度まりも団地 B 棟公営住宅建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

木造 2 階建

1 棟 8 戸 (2 D K 4 戸、 2 L D K 4 戸)

建築面積 2 7 7 . 2 4 m²

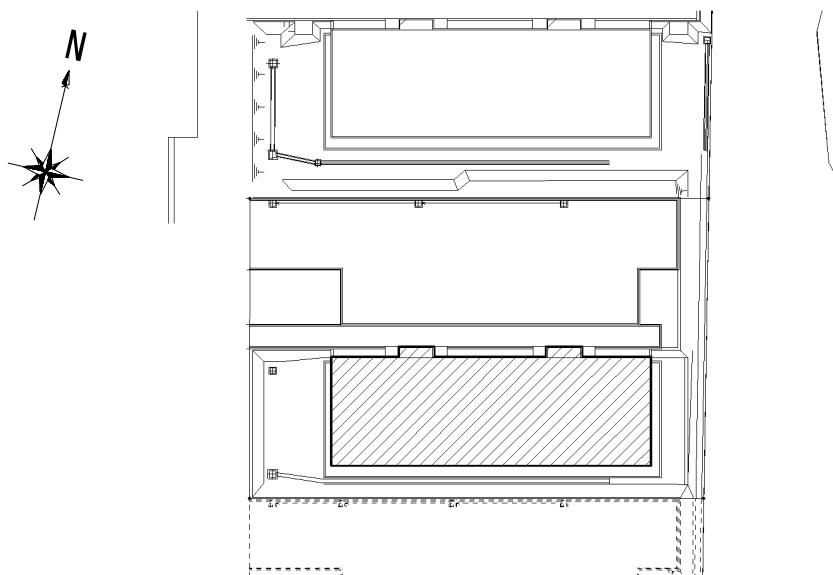
延べ面積

5 5 2 . 6 6 m²

- 2 建築位置 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 6 丁目 7 番 1 7 のうち
- 3 別途工事 電気設備工事、管設備工事

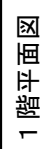
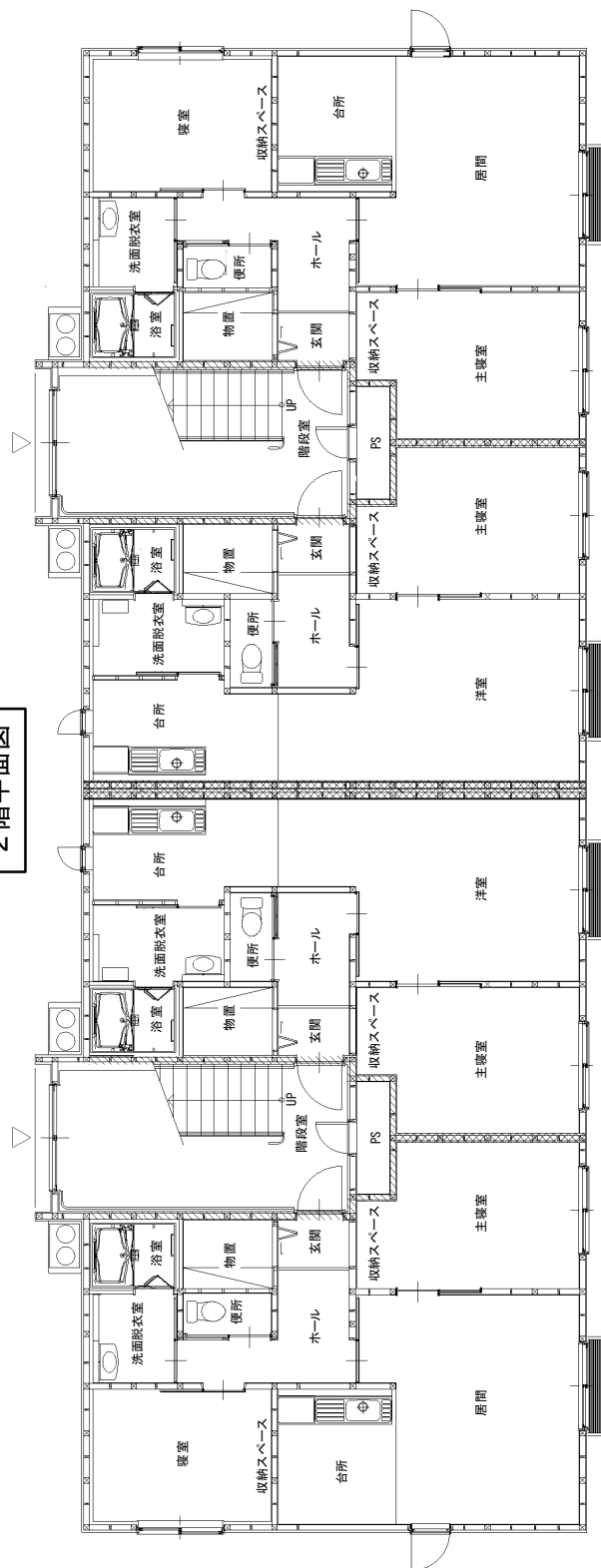
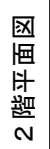
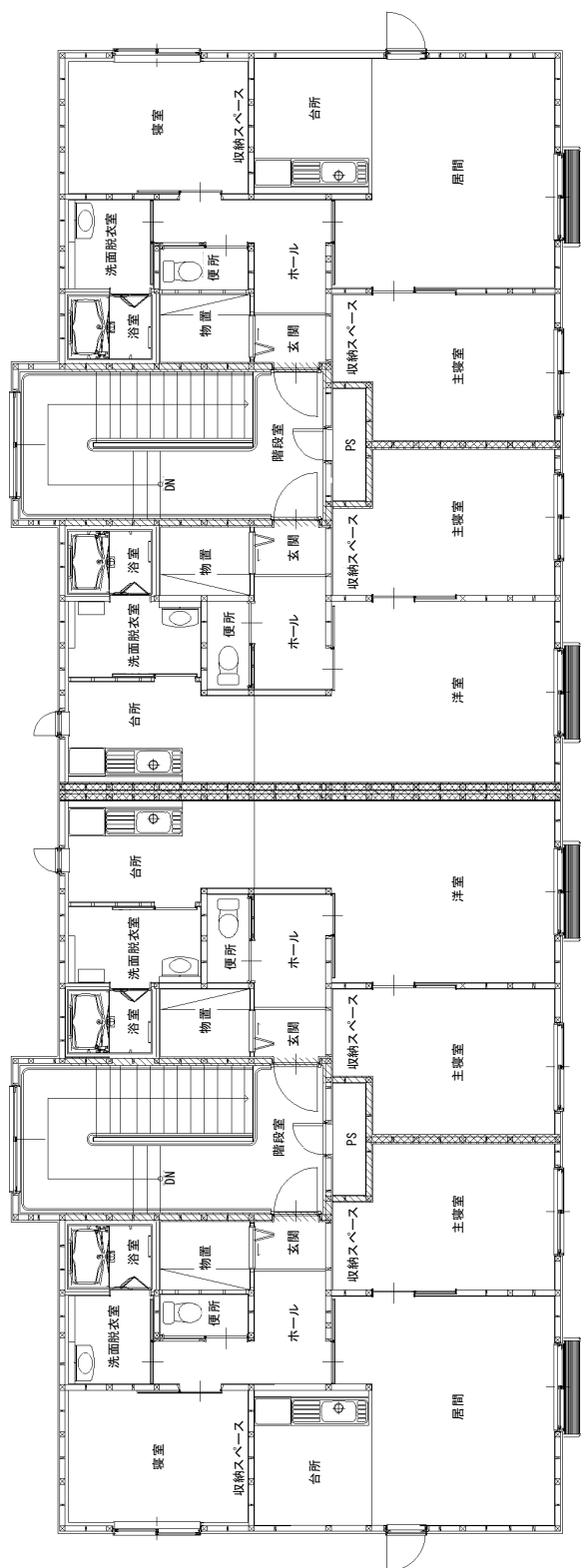


付近見取図



配置図

令和6年度まリモ団地B棟公営住宅建築主体工事



令和6年度まひも団地B棟公営住宅建築主体工事

議案第 76 号

工事請負契約の締結に関する件

ヒグマ舎改修工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | ヒグマ舎改修工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 189,200,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 釧路市住之江町12番17号
村井・浅利特定共同企業体
代表者 村井建設株式会社
代表取締役 村 井 順 一 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和7年3月14日まで |

令和6年6月14日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

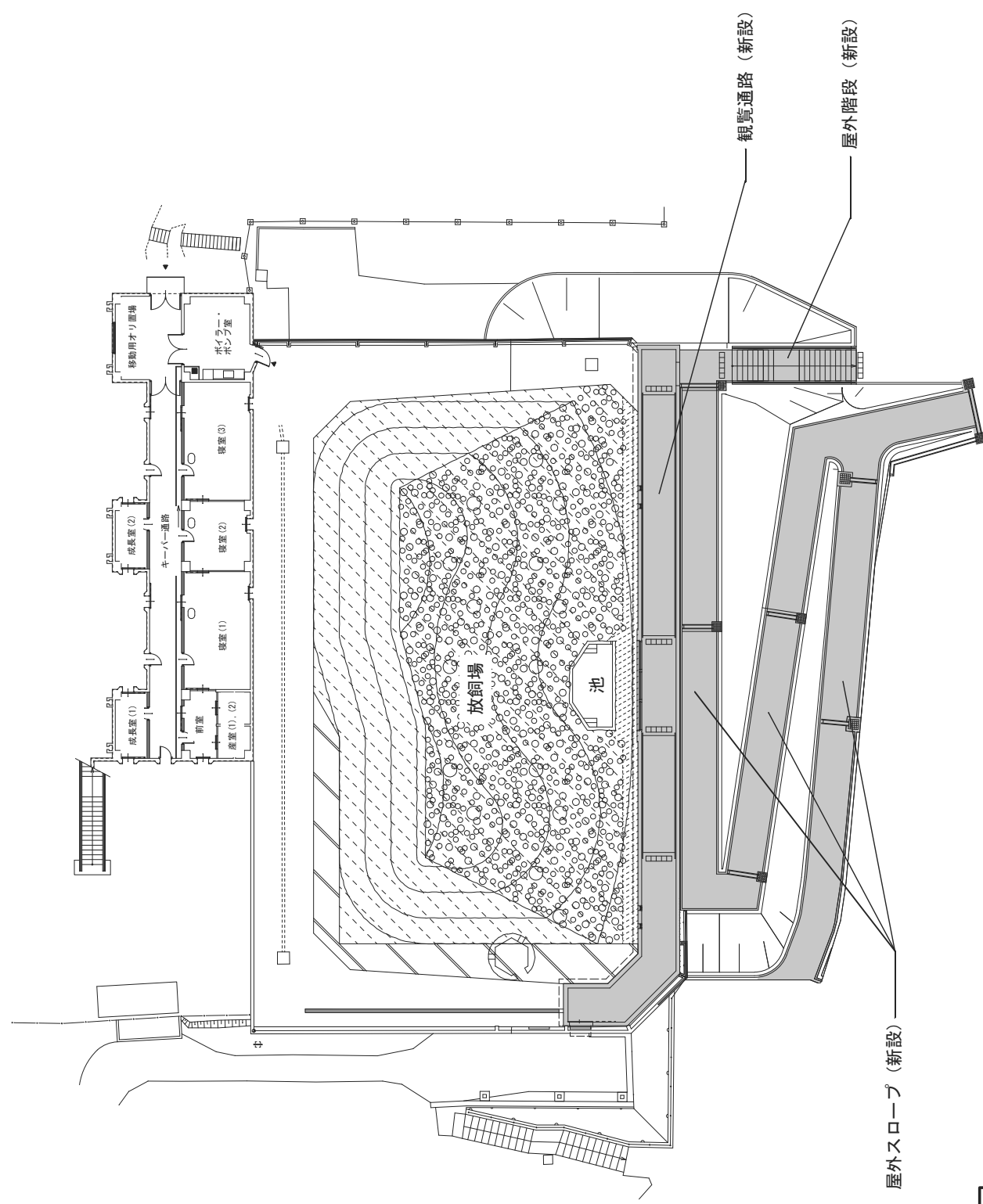
ヒグマ舎改修工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 改修工事

獣舎改修、放飼場改修、観覧通路（屋外階段及び屋外スロープを含む。）の新設

2 所 在 地 釧路市阿寒町下仁々志別11番



報告第2号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

釧路市税条例及び釧路市都市計画税条例の一部を改正する条例

（釧路市税条例の一部改正）

第1条 釧路市税条例（平成17年釧路市条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一に

する令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

- 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第33条の3、第33条の6から第33条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第33条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及

び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納

期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この条及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなしのものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはなしのものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべ

き各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る

る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る

特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその

者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が10

0円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用につ

いては、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条の3、第33条の6から第33条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第33条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第33条の9第1項」に、「、「前3条」を「「前3条」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする」に改める。

附則第10条の2第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第1

8 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同条第 20 項を削り、同条第 21 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条中第 22 項を第 21 項とし、第 23 項を第 22 項とする。

附則第 10 条の 3 中第 12 項を第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令

和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 8 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税

の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(釧路市都市計画税条例の一部改正)

第2条 釧路市都市計画税条例（平成17年釧路市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、

同項を附則第 9 項とする。

附則第 1 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 1 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 1 3 項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 4 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 5 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 4 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付する。

附則第 1 6 項中「附則第 1 4 項」を「附則第 1 3 項」に改め、同項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 7 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「附則第 8 項及び第 1 0 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 8 項及び第 1 1 項」を「附則第 7 項及び第 1 0 項」に、「第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項」を「第 1 0 項及び第 1 1 項」に、「附則第 1 1 項、第 1 2 項及び第 1 4 項」を「附則第 1 0 項、第 1 1 項及び第 1 3 項」に、「附則第 1 5 項」を「附則第 1 4 項」に改め、同項を附則第 1 6 項とする。

附則第 18 項中「第 32 項、第 35 項、第 39 項若しくは第 43 項」を「第 34 項若しくは第 42 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の釧路市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項並びに次条第 2 項及び第 3 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、第 2 条の規定による改正後の釧路市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和６年６月１４日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正及び規定の整備をする専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

1 個人の市民税関係

- (1) 定額による特別税額控除の実施に関し、必要な事項を定めたこと。（市税条例附則第７条の５から第７条の８まで関係）
- (2) 令和６年能登半島地震災害により生じた一定の住宅等の損失の金額を令和５年中に生じた損失の金額として雑損控除等の適用対象とすることができるとしたこと。（市税条例附則第５条の２関係）

2 固定資産税及び都市計画税関係

- (1) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅の固定資産税の減額措置に関し、適用の手続を簡素化したこと。（市税条例附則第１０条の３関係）
- (2) 令和６年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続したこと。（市税条例附則第１１条、附則第１２条、附則第１２条の２、附則第１３条、都市計画税条例附則第７項から第１３項まで関係）

3 その他引用条項等の規定の整備をしたこと。

(参 考)

地 方 自 治 法 抜 粋

(長 の 専 決 処 分)

第 1 7 9 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 が 成 立 し な い と き 、 第 1 1 3 条 た だ し 書 の 場 合 に お い て な お 会 議 を 開 く こ と が で き な い と き 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 に お い て 議 会 の 議 決 す べ き 事 件 に つ い て 特 に 緊 急 を 要 す る た め 議 会 を 招 集 す る 時 間 的 余 裕 が な い こ と が 明 ら か で あ る と 認 め る と き 、 又 は 議 会 に お い て 議 決 す べ き 事 件 を 議 決 し な い と き は 、 当 該 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 そ の 議 決 す べ き 事 件 を 処 分 す る こ と が で き る 。 (た だ し 書 略)

(2 項 略)

3 前 2 項 の 規 定 に よ る 処 置 に つ い て は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 次 の 会 議 に お い て こ れ を 議 会 に 報 告 し 、 そ の 承 認 を 求 め な け れ ば な ら な い 。

(4 項 略)

